

神戸市自立支援教室「あじさい」設置要綱

(設置)

第1条 「あそび・非行」型の不登校児童生徒やいじめや暴力行為等、学校内で深刻な問題行動を起こす児童生徒に対して、学校復帰や立ち直りに向けて直接的な指導・援助をすることと、学校に対して適切な指導・援助を行うために「神戸市自立支援教室」(以下「自立支援教室」という。)を設置する。

(名称)

第2条 神戸市自立支援教室の名称を「あじさい」とする。

(対象児童・生徒)

第3条 「自立支援教室」において指導する対象は、神戸市立小・中学校に在籍する児童生徒で、「あそび・非行」を理由に、学校を長期にわたり欠席している児童生徒や、いじめや暴力行為等の被害を受けた児童生徒及び学校内において深刻な問題を起こす児童生徒、またその可能性のある者で、生活の立て直しを希望する児童生徒とする。

(位置)

第4条 神戸市垂水区平磯1丁目2-5 垂水年金会館4階

(開室日および時間)

第5条

- (1) 開室は、毎週月曜日から金曜日(国民の祝日に関する法律による休日は除く)までとする。
- (2) 時間は、午前9時から午後5時までとする。

(入級方法)

第6条 児童生徒が「自立支援教室」に入級しようとするときは、在籍校を通じて、保護者および児童生徒があらかじめ面接を受ける。「自立支援教室」が児童生徒の入級を適当と認めると、児童生徒課長は在籍校の学校長から「自立支援教室入級申請書」の提出を受ける。なお入級は随時受け入れる。

(在籍)

第7条 児童生徒の在籍は、年度単位とする。在籍を継続する場合は、在籍校の校長が進級時の確認を行い、改めて「入級申請書」を提出する。

(指導内容等)

第8条 「自立支援教室」の指導内容は、次のとおりとする。

- (1) 自立支援教室内、または在籍校内の別教室での相談を随時行い、心の安定と指導者との信頼関係を深める。
- (2) 自立支援教室内、または在籍校内の別教室で学力に応じた学習を進め、成就感・充実感を与え、自己評価を高めるとともに、将来への展望を持たせる。
- (3) 自立支援教室内、または在籍校内の別教室での遊びや学習を通して、集団への適応力を高める。
- (4) 体験活動や野外活動等、立ち直りのための学校外のプログラムにより自立心や社会性を育てる。
- (5) 家庭・学校に対する援助を行う。
- (6) 地域、関係機関と連携したサポート体制による指導を行う。

(職員)

第9条 「自立支援教室」に次の職員をおく。

- (1) 主任指導員

(補足)

第10条 この要綱の施行に関して必要な事項は教育長が定める。

附則

この要綱は平成16年5月1日から施行する

この要綱は平成22年4月1日から施行する

この要綱は平成25年4月1日から施行する

この要綱は平成30年4月1日から施行する

この要綱は令和2年4月1日から施行する